

## 第2号の2様式

### 指定催しの指定通知書

第 号  
年 月 日

(催しを主催する者) 様

守口市門真市消防組合  
消防長

守口市門真市消防組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

#### 記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

#### 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、守口市門真市消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、守口市門真市消防組合を被告として（訴訟において守口市門真市消防組合を代表する者は守口市門真市消防組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。